

第 6 編

参 考 資 料

1 県税税目変遷状況図表

自 昭和22年度～令和7年度

	昭和	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	38	43	9	12	15	16	令和	2
	22											37	42	平成	11	14	30	元	7	
	年度													8				年度		
県民税			→																	→
事業税																				→
営業税	→																			
特別所得税							→													
地方消費税																				→
不動産取得税			→																	→
たばこ税 (たばこ消費税)																				→
ゴルフ場利用税 (娯楽施設利用税)																				→
入場税							→													
特別地方消費税 (遊興飲食税) (料理飲食等消費税)																→				
自動車税																				→
自動車税種別割																				→
自動車税環境性能割																				→
船道税			→																	
軌道税			→																	
鉱区税																				→
鉱産税				→																
狩猟者登録税 (狩猟者税) (狩猟免許税)																				→
犬税												→								
牛馬税			→																	
固定資産税																				→
地租			→																	
家屋税			→																	
接客人税			→																	
電柱税			→																	
漁業権税				→																
電話加入権税			→																	
アイスキャンデー税			→																	
電気ガス税				→																
砂糖搾機税			→																	
砂糖消費税			→																	
酒消費税				→																
入湯税				→																
自動車取得税																				→
軽油引取税																				→
入猟税																				→
狩猟税																				→
木材引取税				→																→
都市計画特別税			→																	
水利地益税			→																	
産業廃棄物処理税																				→
森づくり県民税																				→
税目数	21	25	24	12	8	7	7	10	11	12	12	11	12	13	14	13	14	14	16	14

2 税目別税率等の変遷一覧

税目	区分	H 5 年度	H 6 年度	H 7 年度	H 8 年度	H 9 年度	H 1 0 年度	H 1 1 ~ 1 4 年度	H 1 5 年度	H 1 6 ~ 1 8 年度	
県民税	均等割	個人	700円	700円	700円	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円	1,500円 (うち500円は 森づくり県民税)
			10,000円	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	21,000円
			30,000円	50,000円	50,000円	50,000円	50,000円	50,000円	50,000円	50,000円	52,500円
		法人	100,000円	130,000円	130,000円	130,000円	130,000円	130,000円	130,000円	130,000円	136,500円
			500,000円	540,000円	540,000円	540,000円	540,000円	540,000円	540,000円	540,000円	567,000円
			750,000円	800,000円	800,000円	800,000円	800,000円	800,000円	800,000円	800,000円	840,000円 (うち5%相当額は 森づくり県民税)
	所得割	130万円以下									
		130万円超									
		150万円以下									
		150万円超									
		260万円以下									
		260万円超									
		500万円以下									
		500万円超									
		550万円以下	2%	2%							
550万円超		4%	4%								
700万円以下			2%	2%	2%	2%	2%	2%	2%		
700万円超			4%	4%	3%	3%	3%	3%	3%		
利子割	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%		
配当割									3%	3%	
株式譲渡所得割									3%	3%	
法人税割	標準税率	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%	
	超過税率	5.8%	5.8%	5.8%	5.8%	5.8%	5.8%	5.8%	5.8%	5.8%	
事業税	個人事業税	事業主控除	2,700,000円	2,700,000円	2,700,000円	2,700,000円	2,700,000円	2,700,000円	2,900,000円	2,900,000円	2,900,000円
	税率	第一種事業	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%
		第二種事業	4%	4%	4%	4%	4%	4%	4%	4%	4%
		第三種事業あん摩業等以外	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%
		あん摩業等	3%	3%	3%	3%	3%	3%	3%	3%	3%
	収入金額課税	電気供給業 (小売電気事業等・発電事業等・特定卸供給業)	資本(出資)金の額が1億円を超える法人	1.5%	1.5%	1.5%	1.5%	1.5%	1.3%	1.3%	1.3%
		上記以外の法人									
		特定ガス供給業									
		上記以外の電気供給業・保険業・ガス供給業(R4以降は道管ガス供給業に限る。)									
	法人事業税	特別法人	400万円(10.4.1までは350万円)以下	6%	6%	6%	6%	6%	5.6%	5.0%	5.0%
			400万円(10.4.1までは350万円)超	8%	8%	8%	8%	8%	7.5%	6.6%	6.6%
			3以上の都道府県に事務所を有する資本金又は出資金額が1,000万円以上の法人	8%	8%	8%	8%	8%	7.5%	6.6%	6.6%
			清算所得(H22.9.30以前の解散まで)	8%	8%	8%	8%	8%	7.5%	6.6%	6.6%
		普通法人	400万円(10.4.1までは350万円)以下	6%	6%	6%	6%	6%	5.6%	5.0%	5.0%
			400万円(10.4.1までは350万円)超 800万円(10.4.1までは700万円)以下	9%	9%	9%	9%	9%	8.4%	7.3%	7.3%
800万円(10.4.1までは700万円)超			12%	12%	12%	12%	12%	11.0%	9.6%	9.6%	
3以上の都道府県に事務所を有する資本金又は出資金額が1,000万円以上の法人			12%	12%	12%	12%	12%	11.0%	9.6%	9.6%	
	清算所得(H22.9.30以前の解散まで)	12%	12%	12%	12%	12%	11.0%	9.6%	9.6%		
外形標準課税適用法人	400万円以下									3.8%	
	400万円超 800万円以下									5.5%	
	800万円超									7.2%	
	3以上の都道府県に事務所を有する資本金又は出資金額が1,000万円以上の法人									7.2%	
	清算所得(H22.9.30以前の解散まで)									7.2%	
	付加価値額									0.48%	
	資本金等の額									0.2%	
地方消費税	税率					25%	25%	25%	25%	25%	

H19～25年度		H26年度		H27年度		H28～29年度		H30～R元年度		R2～3年度		R4～5年度		R6～7年度	
1,500円 (うち500円は 森づくり県民税)		2,000円 (うち500円は森づくり県民税) ※H26～R5年度500円加算		2,000円 (うち500円は森づくり県民税) ※H26～R5年度500円加算		2,000円 (うち500円は森づくり県民税) ※H26～R5年度500円加算		2,000円 (うち500円は森づくり県民税) ※H26～R5年度500円加算		2,000円 (うち500円は森づくり県民税) ※H26～R5年度500円加算		2,000円 (うち500円は森づくり県民税) ※H26～R5年度500円加算		1,500円 (うち500円は 森づくり県民税)	
21,000円		21,000円		21,000円		21,000円		21,000円		21,000円		21,000円		21,000円	
52,500円		52,500円		52,500円		52,500円		52,500円		52,500円		52,500円		52,500円	
136,500円		136,500円		136,500円		136,500円		136,500円		136,500円		136,500円		136,500円	
567,000円		567,000円		567,000円		567,000円		567,000円		567,000円		567,000円		567,000円	
840,000円 (うち5%相当額は 森づくり県民税)		840,000円 (うち5%相当額は 森づくり県民税)		840,000円 (うち5%相当額は 森づくり県民税)		840,000円 (うち5%相当額は 森づくり県民税)		840,000円 (うち5%相当額は 森づくり県民税)		840,000円 (うち5%相当額は 森づくり県民税)		840,000円 (うち5%相当額は 森づくり県民税)		840,000円 (うち5%相当額は 森づくり県民税)	
一律4%		一律4%		一律4%		一律4%		4% (岡山市は2%)		4% (岡山市は2%)		4% (岡山市は2%)		4% (岡山市は2%)	
5%		5%		5%		5%		5%		5%		5%		5%	
5%	3% (H25.12営業分 まで)	5%		5%		5%		5%		5%		5%		5%	
5%	3% (H25.12営業分 まで)	5%		5%		5%		5%		5%		5%		5%	
5%		5.0%	3.2%	3.2%		3.2%		3.2%		1.0%		1.0%		1.0%	
5.8%		5.8%	4.0%	4.0%		4.0%		4.0%		1.8%		1.8%		1.8%	
2,900,000円		2,900,000円		2,900,000円		2,900,000円		2,900,000円		2,900,000円		2,900,000円		2,900,000円	
5%		5%		5%		5%		5%		5%		5%		5%	
4%		4%		4%		4%		4%		4%		4%		4%	
5%		5%		5%		5%		5%		5%		5%		5%	
3%		3%		3%		3%		3%		3%		3%		3%	
1.3%	0.7%	0.7%	0.9%	0.9%		0.9%	0.9%	1.0%	収入割0.75% 付加価値割0.37% 資本割0.15%	収入割0.75% 付加価値割0.37% 資本割0.15%	収入割0.75% 付加価値割0.37% 資本割0.15%	収入割0.75% 付加価値割0.37% 資本割0.15%	収入割0.75% 付加価値割0.37% 資本割0.15%	収入割0.75% 付加価値割0.37% 資本割0.15%	収入割0.75% 付加価値割0.37% 資本割0.15%
収入割1.0%		収入割1.0%		収入割1.0%		収入割1.0%		収入割1.0%		収入割1.0%		収入割1.0%		収入割1.0%	
5.0%	2.7%	2.7%	3.4%	3.4%		3.4%	3.4%	3.5%	3.5%		3.5%		3.5%		3.5%
6.6%	3.6%	3.6%	4.6%	4.6%		4.6%	4.6%	4.9%	4.9%		4.9%		4.9%		4.9%
6.6%	3.6%	3.6%	4.6%	4.6%		4.6%	4.6%	4.9%	4.9%		4.9%		4.9%		4.9%
6.6%	3.6%														
5.0%	2.7%	2.7%	3.4%	3.4%		3.4%	3.4%	3.5%	3.5%		3.5%		3.5%		3.5%
7.3%	4.0%	4.0%	5.1%	5.1%		5.1%	5.1%	5.3%	5.3%		5.3%		5.3%		5.3%
9.6%	5.3%	5.3%	6.7%	6.7%		6.7%	6.7%	7.0%	7.0%		7.0%		7.0%		7.0%
9.6%	5.3%	5.3%	6.7%	6.7%		6.7%	6.7%	7.0%	7.0%		7.0%		7.0%		7.0%
9.6%	5.3%														
3.8%	1.5%	1.5%	2.2%	1.6%		0.3%	0.3%	0.4%	0.4%		0.4%		0.4%		
5.5%	2.2%	2.2%	3.2%	2.3%		0.5%	0.5%	0.7%	0.7%		0.7%		0.7%		
7.2%	2.9%	2.9%	4.3%	3.1%		0.7%	0.7%	1.0%	1.0%		1.0%		1.0%		1.0%
7.2%	2.9%	2.9%	4.3%	3.1%		0.7%	0.7%	1.0%	1.0%		1.0%		1.0%		1.0%
7.2%	2.9%														
0.48%	0.48%	0.48%	0.48%	0.72%		1.2%	1.2%	1.2%	1.2%		1.2%		1.2%		1.2%
0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.3%		0.5%	0.5%	0.5%	0.5%		0.5%		0.5%		0.5%
	(20.10.1から)		(26.10.1から)					(R1.10.1から)			(R4.4.1以後開始事業年度から)				
25%		17/63		17/63		17/63		17/63 (R1.9.30まで) 22/78 (R1.10.1から)		22/78		22/78		22/78	

税目	区 分		H9～10年度	H11～14年度	H15～17年度	H18～21年度	H22～24年度		
不 動 産	免税点	土 地	100,000円	100,000円	100,000円	100,000円	100,000円		
		家屋	230,000円	230,000円	230,000円	230,000円	230,000円		
		新 築	120,000円	120,000円	120,000円	120,000円	120,000円		
		その他	120,000円	120,000円	120,000円	120,000円	120,000円		
	特 例 控 除 (住 宅)		12,000,000円 (9.4.1から)	12,000,000円	12,000,000円	12,000,000円 (認定長期優良住宅 H21.6.4～は 13,000,000円)	12,000,000円 (認定長期優良住宅 13,000,000円)		
取 得 税	住宅を新築するため取得した土地の減額(昭和55年度から中古住宅に係る土地も対象とされ、これらの減額要件が一定の住宅に係るものと限定された。)		住宅床面積×2(200㎡限度) × ㎡当り土地価格×1/2×3% 1,500,000円 × 3% (いずれか大きい額)						
	税 率		4% (住宅は3%)	4% (住宅は3%)	3% (住宅以外の家屋は 18.4.1～20.3.31は3.5% 20.4.1～は4%)	3% (住宅以外の家屋は4%)	3% (住宅以外の家屋は4%)		
県 た ば こ 税	従 価 割								
	従 量 割 (1,000 本 に つ き)		692円 (旧3級品は329円)	868円 (旧3級品は413円) (H11.5.1から)	969円 (旧3級品は461円) (H15.7.1から)	1,074円 (旧3級品は511円) (H18.7.1から)	1,504円 (旧3級品は716円) (H22.10.1から)		
娯 楽 施 設 年 度 か ら 外 利 用 税)	金利 課 用 税 料	舞踏場、 エア・ライフル射撃場、 光線銃射撃場							
	定 額 課 税	ゴ ル フ 場 (1人1日につき)	1級	1,200円	1,200円	1,200円	1,200円	1,200円	
			2級	1,100円	1,100円	1,100円	1,100円	1,100円	
			3級	950円	950円	950円	950円	950円	
			4級	800円	800円	800円	800円	800円	
			5級	650円	650円	650円	650円	650円	
			6級	500円	500円	500円	500円	500円	
			7級	400円	400円	400円	400円	400円	
			8級	-	-	-	-	-	
		ゴ ル フ 場 に 類 す る 施 設	1級						
			2級						
			3級						
			4級						
			5級						
	外 ま あ じ ゃ ん 場 (1卓につき)	1級							
		2級							
		3級							
		4級							
		5級							
		6級							
7級									
8級									
9級									
10級									
11級									
12級									
13級									
利 用 税)	た ま つ き 場 (1卓につき)	1級							
		2級							
		3級							
		4級							
		5級							
		6級							
		7級							
		8級							
		9級							
		10級							
		11級							
		12級							
		13級							
		14級							

税目	区 分	S59年度	S60年度	S61年度	S62年度	S63年度																				
娯 楽 元 年 度 設 置 ゴ ル フ 場 利 用 税	外 形 課 税	ボーリング場 (1レーンにつき)	1級 64,000円	2級 59,000円	3級 55,000円	4級 50,000円	5級 45,000円	6級 41,000円	7級 36,000円	8級 32,000円	9級 27,000円	10級 23,000円	11級 18,000円	12級 13,000円	13級 9,000円	14級 6,500円	15級 4,500円	16級 2,500円	17級 1,000円							
		パチンコ場 スマートボール場 (1台につき)	1級 465円	2級 415円	3級 365円	4級 315円	5級 265円	6級 225円	7級 185円	8級 145円	9級 115円	10級 85円	11級 -	12級 -	13級 -	14級 -	15級 -	16級 -	17級 -	18級 -	19級 -	20級 -	21級 -	22級 -	23級 -	24級 -
			ゴルフ練習場 (1人1回につき)	1級 150円	2級 130円	3級 110円	4級 100円	5級 90円	6級 80円	7級 70円	8級 60円	9級 50円	10級 40円													
				射 的 場 (1ちょうにつき)	1級 300円	2級 250円	3級 200円	4級 150円	5級 100円	6級 50円																
					アーチェリー場 (1人1日につき)	1級 150円	2級 120円	3級 100円	4級 80円	5級 70円	6級 60円	7級 50円	8級 40円	9級 30円	10級 20円											

税目	区 分		S59～63年度	H元～2年度	H3～11年度
料 理 成 元 飲 食 特 等 消 費 税 （ 平 成 元 年 度 か ら 特 別 地 方 消 費 税 ）	料理店・ バー キャ バレー	免 税 点		5,000円 (3.6.30まで)	7,500円
		税 率	10%	3%	3%
	旅 館	免 税 点	5,000円 (H1.3.31まで)	10,000円 (3.6.30まで)	15,000円
		基 礎 控 除 税 率	2,500円 10%	— 3%	— 3%
食 区 分 経 理 堂	免 税 点 1 品 の 価 格	1,000円	1,000円	—	
	税 率	10%	3%	—	
飲 食 店 等	免 税 点	2,500円 (H1.3.31まで)	5,000円 (3.6.30まで)	7,500円	
	税 率	10%	3%	3%	

税目	区 分		H2～13年度		H14～16年度						
			営業用	自家用	営業用	自家用					
自動車税（令和元年10月1日から自動車税種別割）	乗用車	対象	リ	10%	概ね	総排気量が1.0リットル以下のもの			8,200円	32,400円	
					概ね	総排気量が1.0リットルを超え1.5リットル以下のもの			9,300円	37,900円	
					1	1.5リットル 2.0リットル			10,400円	43,400円	
					5	2.0リットル 2.5リットル			15,100円	49,500円	
					%	2.5リットル 3.0リットル			17,200円	56,100円	
					重	3.0リットル 3.5リットル			19,600円	63,800円	
					課	3.5リットル 4.0リットル			22,500円	73,100円	
						4.0リットル 4.5リットル			25,900円	84,100円	
						4.5リットル 6.0リットル			29,900円	96,800円	
						6.0リットルを超えるもの			44,700円	122,100円	
						概ね	総排気量が1.0リットル以下のもの				
						概ね	総排気量が1.0リットルを超え1.5リットル以下のもの				
						7	1.5リットル 2.0リットル				
						5	2.0リットル 2.5リットル				
		%	2.5リットル 3.0リットル								
		軽	3.0リットル 3.5リットル								
		課	3.5リットル 4.0リットル								
			4.0リットル 4.5リットル								
			4.5リットル 6.0リットル								
			6.0リットルを超えるもの								
			電気を動力源とするもの								
			概ね	総排気量が1.0リットル以下のもの			4,000円	15,000円			
			概ね	総排気量が1.0リットルを超え1.5リットル以下のもの			4,500円	17,500円			
			5	1.5リットル 2.0リットル			5,000円	20,000円			
			0	2.0リットル 2.5リットル			7,000円	22,500円			
			%	2.5リットル 3.0リットル			8,000円	25,500円			
			軽	3.0リットル 3.5リットル			9,000円	29,000円			
			課	3.5リットル 4.0リットル			10,500円	33,500円			
				4.0リットル 4.5リットル			12,000円	38,500円			
				4.5リットル 6.0リットル			14,000円	44,000円			
				6.0リットルを超えるもの			20,500円	55,500円			
				電気を動力源とするもの			4,000円	15,000円			
				概ね	総排気量が1.0リットル以下のもの			6,000円	22,500円		
				概ね	総排気量が1.0リットルを超え1.5リットル以下のもの			6,500円	26,000円		
				2	1.5リットル 2.0リットル			7,500円	30,000円		
				5	2.0リットル 2.5リットル			10,500円	34,000円		
				%	2.5リットル 3.0リットル			12,000円	38,500円		
				軽	3.0リットル 3.5リットル			13,500円	43,500円		
				課	3.5リットル 4.0リットル			15,500円	50,000円		
					4.0リットル 4.5リットル			18,000円	57,500円		
					4.5リットル 6.0リットル			20,500円	66,000円		
					6.0リットルを超えるもの			31,000円	83,500円		
					概ね	総排気量が1.0リットル以下のもの			7,000円	26,000円	
					概ね	総排気量が1.0リットルを超え1.5リットル以下のもの			7,500円	30,500円	
					1	1.5リットル 2.0リットル			8,500円	34,500円	
					3	2.0リットル 2.5リットル			12,500円	39,500円	
					%	2.5リットル 3.0リットル			14,000円	44,500円	
				軽	3.0リットル 3.5リットル			16,000円	50,500円		
					3.5リットル 4.0リットル			18,000円	58,000円		
					4.0リットル 4.5リットル			21,000円	67,000円		
					4.5リットル 6.0リットル			24,000円	77,000円		
					6.0リットルを超えるもの			35,500円	97,000円		
	その他				総排気量が1.0リットル以下のもの	7,500円	29,500円	7,500円	29,500円		
					概ね	総排気量が1.0リットルを超え1.5リットル以下のもの	8,500円	34,500円	8,500円	34,500円	
						1.5リットル 2.0リットル	9,500円	39,500円	9,500円	39,500円	
						2.0リットル 2.5リットル	13,800円	45,000円	13,800円	45,000円	
						2.5リットル 3.0リットル	15,700円	51,000円	15,700円	51,000円	
						3.0リットル 3.5リットル	17,900円	58,000円	17,900円	58,000円	
						3.5リットル 4.0リットル	20,500円	66,500円	20,500円	66,500円	
						4.0リットル 4.5リットル	23,600円	76,500円	23,600円	76,500円	
						4.5リットル 6.0リットル	27,200円	88,000円	27,200円	88,000円	
						6.0リットルを超えるもの	40,700円	111,000円	40,700円	111,000円	
					電気を動力源とするもの	7,000円	25,500円	7,500円	29,500円		

税目	区 分		H2年度		H3～5年度		H6～13年度		
			営業用	自家用	営業用	自家用	営業用	自家用	
自動車税 (令和元年10月1日から自動車税種別割)	グ リ ン 化 税 制 対 象 車 種 別 割	概ね10%重課	最大積載量が1トン以下のもの						
			〃 1.0トンを超え2トン以下のもの						
			〃 2トン 〃 3トン 〃						
			〃 3トン 〃 4トン 〃						
			〃 4トン 〃 5トン 〃						
			〃 5トン 〃 6トン 〃						
			〃 6トン 〃 7トン 〃						
			〃 7トン 〃 8トン 〃						
			〃 8トン 〃 9トン 〃						
			〃 9トン 〃 10トン 〃						
	10トンを超えるもの								
	概ね75%軽課	最大積載量が1トン以下のもの							
	〃 1.0トンを超え2トン以下のもの								
	〃 2トン 〃 3トン 〃								
	〃 3トン 〃 4トン 〃								
	〃 4トン 〃 5トン 〃								
	〃 5トン 〃 6トン 〃								
	〃 6トン 〃 7トン 〃								
	〃 7トン 〃 8トン 〃								
	〃 8トン 〃 9トン 〃								
	〃 9トン 〃 10トン 〃								
		10トンを超えるもの							
	概ね50%軽課	最大積載量が1トン以下のもの							
	〃 1.0トンを超え2トン以下のもの								
	〃 2トン 〃 3トン 〃								
	〃 3トン 〃 4トン 〃								
	〃 4トン 〃 5トン 〃								
	〃 5トン 〃 6トン 〃								
	〃 6トン 〃 7トン 〃								
	〃 7トン 〃 8トン 〃								
	〃 8トン 〃 9トン 〃								
	〃 9トン 〃 10トン 〃								
		10トンを超えるもの							
	概ね25%軽課	最大積載量が1トン以下のもの							
	〃 1.0トンを超え2トン以下のもの								
	〃 2トン 〃 3トン 〃								
	〃 3トン 〃 4トン 〃								
	〃 4トン 〃 5トン 〃								
	〃 5トン 〃 6トン 〃								
	〃 6トン 〃 7トン 〃								
	〃 7トン 〃 8トン 〃								
	〃 8トン 〃 9トン 〃								
	〃 9トン 〃 10トン 〃								
		10トンを超えるもの							
	公害規制	適合車	最大積載量が1トン以下のもの	6,000円	7,000円	3,200円	4,000円		
			1トンを超え2トン以下のもの	8,500円	10,000円	4,500円	5,700円		
	その他		最大積載量が1トン以下のもの	6,500円	8,000円	6,500円	8,000円	6,500円	8,000円
			〃 1.0トンを超え2トン以下のもの	9,000円	11,500円	9,000円	11,500円	9,000円	11,500円
			〃 2トン 〃 3トン 〃	12,000円	16,000円	12,000円	16,000円	12,000円	16,000円
			〃 3トン 〃 4トン 〃	15,000円	20,500円	15,000円	20,500円	15,000円	20,500円
			〃 4トン 〃 5トン 〃	18,500円	25,500円	18,500円	25,500円	18,500円	25,500円
			〃 5トン 〃 6トン 〃	22,000円	30,000円	22,000円	30,000円	22,000円	30,000円
			〃 6トン 〃 7トン 〃	25,500円	35,000円	25,500円	35,000円	25,500円	35,000円
			〃 7トン 〃 8トン 〃	29,500円	40,500円	29,500円	40,500円	29,500円	40,500円
			〃 8トン 〃 9トン 〃	34,200円	46,800円	34,200円	46,800円	34,200円	46,800円
			〃 9トン 〃 10トン 〃	38,900円	53,100円	38,900円	53,100円	38,900円	53,100円
			10トンを超えるもの	1トン増ごと 4,700円加算	1トン増ごと 6,300円加算	1トン増ごと 4,700円加算	1トン増ごと 6,300円加算	1トン増ごと 4,700円加算	1トン増ごと 6,300円加算

H14～16年度		H17～22年度		H23～26年度		H27～R7年度	
営業用	自家用	営業用	自家用	営業用	自家用	営業用	自家用
7,100円	8,800円	7,100円	8,800円	7,100円	8,800円	7,100円	8,800円
9,900円	12,600円	9,900円	12,600円	9,900円	12,600円	9,900円	12,600円
13,200円	17,600円	13,200円	17,600円	13,200円	17,600円	13,200円	17,600円
16,500円	22,500円	16,500円	22,500円	16,500円	22,500円	16,500円	22,500円
20,300円	28,000円	20,300円	28,000円	20,300円	28,000円	20,300円	28,000円
24,200円	33,000円	24,200円	33,000円	24,200円	33,000円	24,200円	33,000円
28,000円	38,500円	28,000円	38,500円	28,000円	38,500円	28,000円	38,500円
32,400円	44,500円	32,400円	44,500円	32,400円	44,500円	32,400円	44,500円
37,500円	51,400円	37,500円	51,400円	37,500円	51,400円	37,500円	51,400円
42,600円	58,300円	42,600円	58,300円	42,600円	58,300円	42,600円	58,300円
1トン増ごと 5,100円加算	1トン増ごと 6,900円加算	1トン増ごと 5,100円加算	1トン増ごと 6,900円加算	1トン増ごと 5,100円加算	1トン増ごと 6,900円加算	1トン増ごと 5,100円加算	1トン増ごと 6,900円加算
						2,000円	2,000円
						2,500円	3,000円
						3,000円	4,000円
						4,000円	5,500円
						5,000円	6,500円
						5,500円	7,500円
						6,500円	9,000円
						7,500円	10,500円
						8,700円	12,100円
						9,900円	13,700円
						1トン増ごと 1,200円加算	1トン増ごと 1,600円加算
3,500円	4,000円	3,500円	4,000円	3,500円	4,000円	3,500円	4,000円
4,500円	6,000円	4,500円	6,000円	4,500円	6,000円	4,500円	6,000円
6,000円	8,000円	6,000円	8,000円	6,000円	8,000円	6,000円	8,000円
7,500円	10,500円	7,500円	10,500円	7,500円	10,500円	7,500円	10,500円
9,500円	13,000円	9,500円	13,000円	9,500円	13,000円	9,500円	13,000円
11,000円	15,000円	11,000円	15,000円	11,000円	15,000円	11,000円	15,000円
13,000円	17,500円	13,000円	17,500円	13,000円	17,500円	13,000円	17,500円
15,000円	20,500円	15,000円	20,500円	15,000円	20,500円	15,000円	20,500円
17,400円	23,700円	17,400円	23,700円	17,400円	23,700円	17,400円	23,700円
19,800円	26,900円	19,800円	26,900円	19,800円	26,900円	19,800円	26,900円
1トン増ごと 2,400円加算	1トン増ごと 3,200円加算	1トン増ごと 2,400円加算	1トン増ごと 3,200円加算	1トン増ごと 2,400円加算	1トン増ごと 3,200円加算	1トン増ごと 2,400円加算	1トン増ごと 3,200円加算
5,000円	6,000円	5,000円	6,000円	5,000円	6,000円		
7,000円	9,000円	7,000円	9,000円	7,000円	9,000円		
9,000円	12,000円	9,000円	12,000円	9,000円	12,000円		
11,500円	15,500円	11,500円	15,500円	11,500円	15,500円		
14,000円	19,500円	14,000円	19,500円	14,000円	19,500円		
16,500円	22,500円	16,500円	22,500円	16,500円	22,500円		
19,500円	26,500円	19,500円	26,500円	19,500円	26,500円		
22,500円	30,500円	22,500円	30,500円	22,500円	30,500円		
26,000円	35,200円	26,000円	35,200円	26,000円	35,200円		
29,500円	39,900円	29,500円	39,900円	29,500円	39,900円		
1トン増ごと 3,500円加算	1トン増ごと 4,700円加算	1トン増ごと 3,500円加算	1トン増ごと 4,700円加算	1トン増ごと 3,500円加算	1トン増ごと 4,700円加算		
6,000円	7,000円						
8,000円							
10,500円	14,000円						
13,500円	18,000円						
16,500円	22,500円						
19,500円	26,500円						
22,500円	30,500円						
26,000円	35,500円						
30,100円	41,000円						
34,200円	46,500円						
1トン増ごと 4,100円加算	1トン増ごと 5,500円加算						
6,500円	8,000円	6,500円	8,000円	6,500円	8,000円	6,500円	8,000円
9,000円	11,500円	9,000円	11,500円	9,000円	11,500円	9,000円	11,500円
12,000円	16,000円	12,000円	16,000円	12,000円	16,000円	12,000円	16,000円
15,000円	20,500円	15,000円	20,500円	15,000円	20,500円	15,000円	20,500円
18,500円	25,500円	18,500円	25,500円	18,500円	25,500円	18,500円	25,500円
22,000円	30,000円	22,000円	30,000円	22,000円	30,000円	22,000円	30,000円
25,500円	35,000円	25,500円	35,000円	25,500円	35,000円	25,500円	35,000円
29,500円	40,500円	29,500円	40,500円	29,500円	40,500円	29,500円	40,500円
34,200円	46,800円	34,200円	46,800円	34,200円	46,800円	34,200円	46,800円
38,900円	53,100円	38,900円	53,100円	38,900円	53,100円	38,900円	53,100円
1トン増ごと 4,700円加算	1トン増ごと 6,300円加算	1トン増ごと 4,700円加算	1トン増ごと 6,300円加算	1トン増ごと 4,700円加算	1トン増ごと 6,300円加算	1トン増ごと 4,700円加算	1トン増ごと 6,300円加算

税目	区	分	H2～5年度		H6～13年度		H14～16年度					
			営業用	自家用	営業用	自家用	営業用	自家用				
自動車税（令和元年10月1日から自動車税種別割）	バス	グリーン化税制対象車	概ね25%軽減	乗員定員が30人以下のもの				その他	20,000円	スクールバス	9,000円	
				" 30人を超え40人以下のもの					24,000円	11,000円		
				" 40 " 50 "					28,500円	13,500円		
				" 50 " 60 "					33,000円	15,000円		
				" 60 " 70 "					38,000円	17,000円		
				" 70 " 80 "					43,000円	19,500円		
				80人を超えるもの					48,000円	22,000円		
				乗員定員が30人以下のもの					9,000円	25,000円		
				" 30人を超え40人以下のもの					11,000円	31,000円		
				" 40 " 50 "					13,500円	37,000円		
				" 50 " 60 "					15,000円	43,000円		
				" 60 " 70 "					17,000円	49,500円		
				" 70 " 80 "					19,500円	55,500円		
				80人を超えるもの					22,000円	62,500円		
				乗員定員が30人以下のもの					23,500円	10,500円		
				" 30人を超え40人以下のもの					28,000円	13,000円		
				" 40 " 50 "					33,500円	15,500円		
				" 50 " 60 "					38,500円	17,500円		
		" 60 " 70 "					44,000円	20,000円				
		" 70 " 80 "					50,000円	22,500円				
		80人を超えるもの					56,000円	25,500円				
		乗員定員が30人以下のもの					10,500円	29,000円				
		" 30人を超え40人以下のもの					13,000円	36,000円				
		" 40 " 50 "					15,500円	43,000円				
		" 50 " 60 "					17,500円	50,000円				
		" 60 " 70 "					20,000円	57,000円				
		" 70 " 80 "					22,500円	64,500円				
		80人を超えるもの					25,500円	72,500円				
		適合車	乗員定員が30人以下のもの	一般乗合用 6,000円	スクールバス 6,000円							
				その他 13,200円	その他 16,500円							
		その他	その	乗員定員が30人以下のもの	26,500円	スクールバス 12,000円	26,500円	スクールバス 12,000円	26,500円	スクールバス 12,000円		
				" 30人を超え40人以下のもの	32,000円	14,500円	32,000円	14,500円	32,000円	14,500円		
				" 40 " 50 "	38,000円	17,500円	38,000円	17,500円	38,000円	17,500円		
				" 50 " 60 "	44,000円	20,000円	44,000円	20,000円	44,000円	20,000円		
				" 60 " 70 "	50,500円	22,500円	50,500円	22,500円	50,500円	22,500円		
				" 70 " 80 "	57,000円	25,500円	57,000円	25,500円	57,000円	25,500円		
	80人を超えるもの			64,000円	29,000円	64,000円	29,000円	64,000円	29,000円			
	乗員定員が30人以下のもの			12,000円	33,000円	12,000円	33,000円	12,000円	33,000円			
	" 30人を超え40人以下のもの			14,500円	41,000円	14,500円	41,000円	14,500円	41,000円			
	" 40 " 50 "			17,500円	49,000円	17,500円	49,000円	17,500円	49,000円			
	" 50 " 60 "			20,000円	57,000円	20,000円	57,000円	20,000円	57,000円			
	" 60 " 70 "			22,500円	66,500円	22,500円	66,500円	22,500円	66,500円			
	" 70 " 80 "			25,500円	74,000円	25,500円	74,000円	25,500円	74,000円			
	80人を超えるもの			29,000円	83,000円	29,000円	83,000円	29,000円	83,000円			
	その他			乗員定員が30人以下のもの	12,000円	33,000円	12,000円	33,000円	12,000円	33,000円		
				" 30人を超え40人以下のもの	14,500円	41,000円	14,500円	41,000円	14,500円	41,000円		
				" 40 " 50 "	17,500円	49,000円	17,500円	49,000円	17,500円	49,000円		
				" 50 " 60 "	20,000円	57,000円	20,000円	57,000円	20,000円	57,000円		
			" 60 " 70 "	22,500円	66,500円	22,500円	66,500円	22,500円	66,500円			
			" 70 " 80 "	25,500円	74,000円	25,500円	74,000円	25,500円	74,000円			
			80人を超えるもの	29,000円	83,000円	29,000円	83,000円	29,000円	83,000円			
			最大積載量が1トン以下のもの					4,900円	6,600円			
			" 1トンを超えるもの					7,300円	9,600円			
			けん引車					4,200円	5,800円			
			最大積載量が1トン以下のもの									
			" 1トンを超えるもの									
			けん引車									
			最大積載量が1トン以下のもの					2,500円	3,000円			
			" 1トンを超えるもの					3,500円	4,500円			
			けん引車					2,000円	3,000円			
			最大積載量が1トン以下のもの					3,500円	4,500円			
			" 1トンを超えるもの					5,500円	7,000円			
	けん引車						3,000円	4,000円				
	最大積載量が1トン以下のもの						4,000円	5,500円				
	" 1トンを超えるもの						6,000円	8,000円				
	けん引車						3,500円	5,000円				
	最大積載量が1トン以下のもの	4,500円	6,000円	4,500円	6,000円	4,500円	6,000円					
	" 1トンを超えるもの	6,700円	8,800円	6,700円	8,800円	6,700円	8,800円					
	けん引車	3,900円	5,300円	3,900円	5,300円	3,900円	5,300円					
	特種用途車	概ね10%軽減	霊きゆう車					11,400円	15,100円			
			宣伝車					15,100円	20,500円			
		概ね10%軽減	小型車					24,200円	33,000円			
			普通車					12,300円	15,900円			
			車両重量が5トン以下のもの					18,400円	25,100円			
	クレーン車	" 5トンを超え10トン以下のもの					29,100円	39,400円				
		" 10トンを超えるもの										

H17～22年度				H23～26年度				H27～R7年度			
営業用		自家用		営業用		自家用		営業用		自家用	
その他	20,000円	学校規 定教育 バス の 条	9,000円	その他	20,000円	学校規 定教育 バス の 条	9,000円	その他	20,000円	学校規 定教育 バス の 条	9,000円
	24,000円		11,000円		24,000円		11,000円		24,000円		11,000円
	28,500円		13,500円		28,500円		13,500円		28,500円		13,500円
	33,000円		15,000円		33,000円		15,000円		33,000円		15,000円
	38,000円		17,000円		38,000円		17,000円		38,000円		17,000円
	43,000円		19,500円		43,000円		19,500円		43,000円		19,500円
48,000円		22,000円	48,000円		22,000円	48,000円		22,000円			
一般乗 合用	9,000円	そ の 他	25,000円	一 般 乗 合 用	9,000円	そ の 他	25,000円	一 般 乗 合 用	25,000円	そ の 他	25,000円
	11,000円		31,000円		11,000円		31,000円		11,000円		31,000円
	13,500円		37,000円		13,500円		37,000円		13,500円		37,000円
	15,000円		43,000円		15,000円		43,000円		15,000円		43,000円
	17,000円		49,500円		17,000円		49,500円		17,000円		49,500円
	19,500円		55,500円		19,500円		55,500円		19,500円		55,500円
22,000円	62,500円	22,000円	62,500円	22,000円	62,500円	22,000円	62,500円				
その他		学校規 定教育 バス の 条		その他		学校規 定教育 バス の 条		その他		学校規 定教育 バス の 条	
一般乗 合用		そ の 他		一 般 乗 合 用		そ の 他		一 般 乗 合 用		そ の 他	
その他	26,500円	学校規 定教育 バス の 条	12,000円	その他	26,500円	学校規 定教育 バス の 条	12,000円	その他	26,500円	学校規 定教育 バス の 条	12,000円
	32,000円		14,500円		32,000円		14,500円		32,000円		14,500円
	38,000円		17,500円		38,000円		17,500円		38,000円		17,500円
	44,000円		20,000円		44,000円		20,000円		44,000円		20,000円
	50,500円		22,500円		50,500円		22,500円		50,500円		22,500円
	57,000円		25,500円		57,000円		25,500円		57,000円		25,500円
64,000円		29,000円	64,000円		29,000円	64,000円		29,000円			
一般乗 合用	12,000円	そ の 他	33,000円	一 般 乗 合 用	12,000円	そ の 他	33,000円	一 般 乗 合 用	12,000円	そ の 他	33,000円
	14,500円		41,000円		14,500円		41,000円		14,500円		41,000円
	17,500円		49,000円		17,500円		49,000円		17,500円		49,000円
	20,000円		57,000円		20,000円		57,000円		20,000円		57,000円
	22,500円		65,500円		22,500円		65,500円		22,500円		65,500円
	25,500円		74,000円		25,500円		74,000円		25,500円		74,000円
29,000円	83,000円	29,000円	83,000円	29,000円	83,000円	29,000円	83,000円				
4,900円		6,600円		4,900円		6,600円		4,900円		6,600円	
7,300円		9,600円		7,300円		9,600円		7,300円		9,600円	
4,200円		5,800円		4,200円		5,800円		4,200円		5,800円	
								1,500円		1,500円	
								2,000円		2,500円	
								1,000円		1,500円	
2,500円		3,000円		2,500円		3,000円		2,500円		3,000円	
3,500円		4,500円		3,500円		4,500円		3,500円		4,500円	
2,000円		3,000円		2,000円		3,000円		2,000円		3,000円	
3,500円		4,500円		3,500円		4,500円		3,500円		4,500円	
5,500円		7,000円		5,500円		7,000円		5,500円		7,000円	
3,000円		4,000円		3,000円		4,000円		3,000円		4,000円	
4,500円		6,000円		4,500円		6,000円		4,500円		6,000円	
6,700円		8,800円		6,700円		8,800円		6,700円		8,800円	
3,900円		5,300円		3,900円		5,300円		3,900円		5,300円	
11,400円		15,100円		11,400円		15,100円		11,400円		15,100円	
15,100円		20,500円		15,100円		20,500円		15,100円		20,500円	
24,200円		33,000円		24,200円		33,000円		24,200円		33,000円	
12,300円		15,900円		12,300円		15,900円		12,300円		15,900円	
18,400円		25,100円		18,400円		25,100円		18,400円		25,100円	
29,100円		39,400円		29,100円		39,400円		29,100円		39,400円	

税目	区 分				H14～22年度		
					営業用	自家用	
自動車税（令和元年10月1日から自動車税種別割）	特種用	概ね15%重課	キャビン	排気量が1.0リットル以下のもの	普通車 小型車		
				" 1.0リットルを超え1.5リットル以下のもの	普通車 小型車		
				" 1.5リットルを超え2.0リットル以下のもの	普通車 小型車		
				" 2.0リットルを超え2.5リットル以下のもの	普通車 小型車		
				" 2.5リットルを超え3.0リットル以下のもの	普通車 小型車		
				" 3.0リットルを超え3.5リットル以下のもの	普通車 小型車		
				" 3.5リットルを超え4.0リットル以下のもの	普通車 小型車		
				" 4.0リットルを超え4.5リットル以下のもの	普通車 小型車		
				" 4.5リットルを超え5.0リットル以下のもの	普通車 小型車		
			" 6.0リットルを超えるもの	普通車 小型車			
			概ね10%重課	キャビン	排気量が1.0リットル以下のもの	普通車 小型車	25,900円
					" 1.0リットルを超え1.5リットル以下のもの	普通車 小型車	30,300円
					" 1.5リットルを超え2.0リットル以下のもの	普通車 小型車	34,700円
					" 2.0リットルを超え2.5リットル以下のもの	普通車 小型車	39,600円
					" 2.5リットルを超え3.0リットル以下のもの	普通車 小型車	44,800円
	" 3.0リットルを超え3.5リットル以下のもの	普通車 小型車			51,000円		
	" 3.5リットルを超え4.0リットル以下のもの	普通車 小型車			58,500円		
	" 4.0リットルを超え4.5リットル以下のもの	普通車 小型車			67,300円		
	" 4.5リットルを超え5.0リットル以下のもの	普通車 小型車			77,400円		
	" 6.0リットルを超えるもの	普通車 小型車	97,600円				
	その他	普通車	コンクリートミキサー車		28,000円	38,500円	
			タンク車		24,200円	33,000円	
			その他		19,400円	26,400円	
			小型車	四輪以上のもの	12,400円	16,800円	
			三輪のもの	7,000円	9,400円		
	制対象車	概ね7.5%軽課	キャビン	排気量が1.0リットル以下のもの	普通車 小型車		
				" 1.0リットルを超え1.5リットル以下のもの	普通車 小型車		
				" 1.5リットルを超え2.0リットル以下のもの	普通車 小型車		
		クレーン車	車両重量が5トン以下のもの				
			" 5トンを超え10トン以下のもの				
			" 10トンを超えるもの				
			その他	普通車	コンクリートミキサー車		
					タンク車		
					その他		
		小型車			四輪以上のもの		
		三輪のもの					
		蓋きゆう車					
		宣伝車	小型車				
		普通車					

H23～26年度		H27～R元年度(R1.9.30まで)		R元年度(R1.10.1から)～7年度		
営業用	自家用	営業用	自家用	営業用	自家用 (キャンピング車の み初回新規登録が R1.9.30以前)	自家用 (キャンピング車の み初回新規登録が R1.10.1以降)
			27,100円		27,100円	
			31,700円		31,700円	
			36,300円		36,300円	
			41,400円		41,400円	
			46,900円		46,900円	
			53,300円		53,300円	
			61,100円		61,100円	
			70,300円		70,300円	
			80,900円		80,900円	
			102,100円		102,100円	
	25,900円					
	30,300円					
	34,700円					
	39,600円					
	44,800円					
	51,000円					
	58,500円					
	67,300円					
	77,400円					
	97,600円					
28,000円	38,500円	28,000円	38,500円	28,000円	38,500円	
24,200円	33,000円	24,200円	33,000円	24,200円	33,000円	
19,400円	26,400円	19,400円	26,400円	19,400円	26,400円	
12,400円	16,800円	12,400円	16,800円	12,400円	16,800円	
7,000円	9,400円	7,000円	9,400円	7,000円	9,400円	
		3,000円	3,500円	3,000円	3,500円	
		3,500円	5,000円	3,500円	5,000円	
		5,500円	7,500円	5,500円	7,500円	
		3,000円	4,000円	3,000円	4,000円	
		4,500円	6,000円	4,500円	6,000円	
		7,000円	9,000円	7,000円	9,000円	
			6,000円		6,000円	5,000円
			7,000円		7,000円	6,500円
			8,000円		8,000円	7,500円
			9,000円		9,000円	9,000円
			10,500円		10,500円	10,000円
			12,000円		12,000円	11,500円
			13,500円		13,500円	13,500円
			15,500円		15,500円	15,500円
			18,000円		18,000円	17,500円
			22,500円		22,500円	22,000円
		6,500円	9,000円	6,500円	9,000円	
		5,500円	7,500円	5,500円	7,500円	
		4,500円	6,000円	4,500円	6,000円	
		3,000円	4,000円	3,000円	4,000円	
		2,000円	2,500円	2,000円	2,500円	

税目	区分		H14～22年度				
			営業用	自家用			
自動車税 (令和元年10月1日から自動車税種別割)	特種用自動車	概ね50%軽減課	蓋きゆう車	5,500円	7,000円		
			宣伝車	7,000円	9,500円		
			クレーン車	普通車	11,000円	15,000円	
				車両重量が5トン以下のもの	6,000円	7,500円	
				" 5トンを超え10トン以下のもの	8,500円	11,500円	
			" 10トンを超えるもの	13,500円	18,000円		
			キヤンピング車	排気量が1.0リットル以下のもの	普通車 小型車		12,000円
				" 1.0リットルを超え1.5リットル以下のもの	普通車 小型車		14,000円
				" 1.5リットルを超え2.0リットル以下のもの	普通車 小型車		16,000円
				" 2.0リットルを超え2.5リットル以下のもの	普通車 小型車		18,000円
		" 2.5リットルを超え3.0リットル以下のもの		普通車 小型車		20,500円	
		" 3.0リットルを超え3.5リットル以下のもの		普通車 小型車		23,500円	
		" 3.5リットルを超え4.0リットル以下のもの		普通車 小型車		27,000円	
		" 4.0リットルを超え4.5リットル以下のもの		普通車 小型車		31,000円	
		" 4.5リットルを超え5.0リットル以下のもの	普通車 小型車		35,500円		
		" 6.0リットルを超えるもの	普通車 小型車		44,500円		
		その他	普通車	コンクリートミキサー車	13,000円	17,500円	
				タンク車	11,000円	15,000円	
			その他	9,000円	12,000円		
			小型車	四輪以上のもの	6,000円	8,000円	
	三輪のもの			3,500円	4,500円		
	概ね25%軽減課	概ね50%軽減課	蓋きゆう車	8,000円	10,500円		
			宣伝車	10,500円	14,500円		
			クレーン車	普通車	16,500円	22,500円	
				車両重量が5トン以下のもの	8,500円	11,000円	
				" 5トンを超え10トン以下のもの	13,000円	17,500円	
			" 10トンを超えるもの	20,000円	27,000円		
			キヤンピング車	排気量が1.0リットル以下のもの	普通車 小型車		18,000円
				" 1.0リットルを超え1.5リットル以下のもの	普通車 小型車		21,000円
				" 1.5リットルを超え2.0リットル以下のもの	普通車 小型車		24,000円
				" 2.0リットルを超え2.5リットル以下のもの	普通車 小型車		27,000円
		" 2.5リットルを超え3.0リットル以下のもの		普通車 小型車		31,000円	
		" 3.0リットルを超え3.5リットル以下のもの		普通車 小型車		35,000円	
		" 3.5リットルを超え4.0リットル以下のもの		普通車 小型車		40,000円	
		" 4.0リットルを超え4.5リットル以下のもの		普通車 小型車		46,000円	
		" 4.5リットルを超え5.0リットル以下のもの	普通車 小型車		53,000円		
		" 6.0リットルを超えるもの	普通車 小型車		67,000円		
		その他	普通車	コンクリートミキサー車	19,500円	26,500円	
				タンク車	16,500円	22,500円	
			その他	13,500円	18,000円		
小型車			四輪以上のもの	8,500円	11,500円		
	三輪のもの		5,000円	6,500円			

H23～26年度		H27～R元年度(R1.9.30まで)		R元年度(R1.10.1から)～7年度		
営業用	自家用	営業用	自家用	営業用	自家用 (キャンピング車の み初回新規登録が R1.9.30以前)	自家用 (キャンピング車の み初回新規登録が R1.10.1以降)
5,500円	7,000円	5,500円	7,000円	5,500円	7,000円	
7,000円	9,500円	7,000円	9,500円	7,000円	9,500円	
11,000円	15,000円	11,000円	15,000円	11,000円	15,000円	
6,000円	7,500円	6,000円	7,500円	6,000円	7,500円	
8,500円	11,500円	8,500円	11,500円	8,500円	11,500円	
13,500円	18,000円	13,500円	18,000円	13,500円	18,000円	
	12,000円		12,000円		12,000円	10,000円
	14,000円		14,000円		14,000円	12,500円
	16,000円		16,000円		16,000円	14,500円
	18,000円		18,000円		18,000円	17,500円
	20,500円		20,500円		20,500円	20,000円
	23,500円		23,500円		23,500円	23,000円
	27,000円		27,000円		27,000円	26,500円
	31,000円		31,000円		31,000円	30,500円
	35,500円		35,500円		35,500円	35,000円
	44,500円		44,500円		44,500円	44,000円
13,000円	17,500円	13,000円	17,500円	13,000円	17,500円	
11,000円	15,000円	11,000円	15,000円	11,000円	15,000円	
9,000円	12,000円	9,000円	12,000円	9,000円	12,000円	
6,000円	8,000円	6,000円	8,000円	6,000円	8,000円	
3,500円	4,500円	3,500円	4,500円	3,500円	4,500円	
8,000円	10,500円					
10,500円	14,500円					
16,500円	22,500円					
8,500円	11,000円					
13,000円	17,500円					
20,000円	27,000円					
	18,000円					
	21,000円					
	24,000円					
	27,000円					
	31,000円					
	35,000円					
	40,000円					
	46,000円					
	53,000円					
	67,000円					
19,500円	26,500円					
16,500円	22,500円					
13,500円	18,000円					
8,500円	11,500円					
5,000円	6,500円					

税目	区	分	H3～5年度		H6～7年度		H8～12年度							
			営業用	自家用	営業用	自家用	営業用	自家用						
自動車税(令和元年10月1日から自動車税種別割)	特種用途車	グリーン化税制対象車	概ね13%軽減課	営業用		自家用		自家用						
				キャンペーン車	霊きゆう車									
					小型車									
					普通車									
					クレーン車	車両重量が5トン以下のもの								
						" 5トンを超え10トン以下のもの								
						" 10トンを超えるもの								
					その他	総排気量が1.0リットル以下のもの	普通車							
						" 1.0リットルを超え1.5リットル以下のもの	小型車							
						" 1.5リットルを超え2.0リットル以下のもの	普通車							
						" 2.0リットルを超え2.5リットル以下のもの	小型車							
						" 2.5リットルを超え3.0リットル以下のもの	普通車							
						" 3.0リットルを超え3.5リットル以下のもの	小型車							
						" 3.5リットルを超え4.0リットル以下のもの	普通車							
				" 4.0リットルを超え4.5リットル以下のもの		小型車								
				" 4.5リットルを超え5.0リットル以下のもの		普通車								
				" 6.0リットルを超えるもの		小型車								
				その他	普通車	コンクリートミキサー車								
					小型車	タンク車 その他 四輪以上のもの 三輪のもの								
				公害規制適合車	霊きゆう車		5,200円	6,900円						
					小型車		6,900円	9,300円						
					普通車		11,000円	15,000円						
					クレーン車	車両重量が5トン以下のもの		5,600円	7,200円					
						" 5トンを超え10トン以下のもの		8,400円	11,400円					
					その他	普通車	コンクリートミキサー車	12,700円	17,500円					
						小型車	その他	8,800円	12,000円					
						小型車(四輪以上のもの)		5,600円	7,600円					
					その他	霊きゆう車		10,400円	13,800円	10,400円	13,800円	10,400円	13,800円	
						小型車		13,800円	18,700円	13,800円	18,700円	13,800円	18,700円	
						普通車		22,000円	30,000円	22,000円	30,000円	22,000円	30,000円	
						クレーン車	車両重量が5トン以下のもの		11,200円	14,500円	11,200円	14,500円	11,200円	14,500円
							" 5トンを超え10トン以下のもの		16,800円	22,900円	16,800円	22,900円	16,800円	22,900円
				" 10トンを超えるもの				26,500円	35,900円	26,500円	35,900円	26,500円	35,900円	
				キャンペーン車		総排気量が1.0リットル以下のもの	普通車						23,600円	
						" 1.0リットルを超え1.5リットル以下のもの	小型車						18,000円	
						" 1.5リットルを超え2.0リットル以下のもの	普通車						25,200円	
						" 2.0リットルを超え2.5リットル以下のもの	小型車						19,400円	
						" 2.5リットルを超え3.0リットル以下のもの	普通車						26,500円	
						" 3.0リットルを超え3.5リットル以下のもの	小型車						20,700円	
						" 3.5リットルを超え4.0リットル以下のもの	普通車						28,000円	
						" 4.0リットルを超え4.5リットル以下のもの	小型車						22,200円	
						" 4.5リットルを超え5.0リットル以下のもの	普通車						29,600円	
						" 6.0リットルを超えるもの	小型車						23,800円	
				その他		普通車	コンクリートミキサー車	25,500円	35,000円	25,500円	35,000円	25,500円	35,000円	
						小型車	タンク車	22,000円	30,000円	22,000円	30,000円	22,000円	30,000円	
						小型車	被けん引車	7,500円	10,200円	7,500円	10,200円	7,500円	10,200円	
						小型車	その他	17,700円	24,000円	17,700円	24,000円	17,700円	24,000円	
						小型車	四輪以上のもの	11,300円	15,300円	11,300円	15,300円	11,300円	15,300円	
						小型車	三輪のもの	6,400円	8,600円	6,400円	8,600円	6,400円	8,600円	
				小型車		その他	3,900円	5,300円	3,900円	5,300円	3,900円	5,300円		

税目	区 分	H 6 年度	H 7 年度	H 8 年度	H 9 年度	H 1 0 年度	H 1 1 年度	H 1 2 年度	H 1 3 年度
狩 猟 者 税 登 録 税	甲乙種免許（当該年度の都道府県民税の所得割額を納付することを要しない者）	4,500円	4,500円	4,500円	4,500円	4,500円	4,500円	4,500円	4,500円
	そ の 他 の 者	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円
	丙 種 免 許	3,300円	3,300円	3,300円	3,300円	3,300円	3,300円	3,300円	3,300円
固 定 資 産 税	税 率	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%
軽 油 引 取 税	税 率（軽油1キロリットル）	32,100円	32,100円	32,100円	32,100円	32,100円	32,100円	32,100円	32,100円
入 猟 税	甲種狩猟免許又は乙種狩猟免許に係る狩猟者の登録を受けるもの	6,500円	6,500円	6,500円	6,500円	6,500円	6,500円	6,500円	6,500円
	丙種狩猟免許に係る狩猟者の登録を受けるもの	2,200円	2,200円	2,200円	2,200円	2,200円	2,200円	2,200円	2,200円
狩 猟 税	（一）第一種銃猟免許（18年度までは網・わな猟免許を含む。）に係る狩猟者の登録	都道府県民税の所得割額の納付を要する者							
	（二）網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録	都道府県民税の所得割額の納付を要しない者							
	（三）第二種銃猟免許に係る狩猟者の登録	都道府県民税の所得割額の納付を要する者							
	（四）第一種銃猟免許又は第二種銃猟免許に係る狩猟者の登録	都道府県民税の所得割額の納付を要しない者							
産 業 廃 棄 物 処 理 税	税 率（最終処分場へ搬入される産業廃棄物1tにつき）								
自 動 車 税 環 境 性 能 制	免 税 点								
	税 率								
	特 例 措 置								

H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21～26年度	H27～R2年度(自動車税環境性能割はR1.10.1～)	R3～4年度	R5～R6年度	R7年度
4,500円	4,500円										
10,000円	10,000円										
3,300円	3,300円										
1.4%	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%
32,100円	32,100円	32,100円	32,100円	32,100円	32,100円	(4/1～4/30) 15,000円 (5/1～) 32,100円	32,100円	32,100円	32,100円	32,100円	32,100円
6,500円	6,500円										
2,200円	2,200円										
		16,500円	16,500円	16,500円	16,500円	16,500円 (8,200円)	16,500円 (8,200円)	16,500円 (課税免除) 【8,200円】	16,500円 (課税免除) 【8,200円】	16,500円 (課税免除) 【8,200円】	16,500円 (課税免除) 【8,200円】
		11,000円	11,000円	11,000円	11,000円	11,000円 (5,500円)	11,000円 (5,500円)	11,000円 (課税免除) 【5,500円】	11,000円 (課税免除) 【5,500円】	11,000円 (課税免除) 【5,500円】	11,000円 (課税免除) 【5,500円】
					8,200円	8,200円 (4,100円)	8,200円 (4,100円)	8,200円 (課税免除) 【4,100円】	8,200円 (課税免除) 【4,100円】	8,200円 (課税免除) 【4,100円】	8,200円 (課税免除) 【4,100円】
					5,500円	5,500円 (2,700円)	5,500円 (2,700円)	5,500円 (課税免除) 【2,700円】	5,500円 (課税免除) 【2,700円】	5,500円 (課税免除) 【2,700円】	5,500円 (課税免除) 【2,700円】
		5,500円	5,500円	5,500円	5,500円	5,500円 (2,700円)	5,500円 (2,700円)	5,500円 (課税免除) 【2,700円】	5,500円 (課税免除) 【2,700円】	5,500円 (課税免除) 【2,700円】	5,500円 (課税免除) 【2,700円】
	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円
								500,000円	500,000円	500,000円	500,000円
								自動車の排出ガス基準及び燃費基準に応じて、非課税となるか、0.5%、1%、2%又は3%が適用される。	自動車の排出ガス基準及び燃費基準に応じて、非課税となるか、0.5%、1%、2%又は3%が適用される。	自動車の排出ガス基準及び燃費基準に応じて、非課税となるか、0.5%、1%、2%又は3%が適用される。	自動車の排出ガス基準及び燃費基準に応じて、非課税となるか、0.5%、1%、2%又は3%が適用される。
								○家用乗用車 R1.10.1～R3.3.31までの取得 ①軽自動車 ○一定の基準に該当する①ノンステップバス、②リフト付バス、③ユニバーサルデザインタクシー R1.10.1～R3.3.31までの取得 それぞれ取得価額から次の額を控除したものを課税標準額とする。 ①1000万円、②650万円又は200万円、③100万円	○家用乗用車 R1.10.1～R3.12.31までの取得 ①軽自動車 ○一定の基準に該当する①ノンステップバス、②リフト付バス、③ユニバーサルデザインタクシー R1.10.1～R4.3.31までの取得 それぞれ取得価額から次の額を控除したものを課税標準額とする。 ①1000万円、②800万円又は650万円、200万円、③100万円	○一定の基準に該当する①ノンステップバス、②リフト付バス、③ユニバーサルデザインタクシー 条件等に応じてそれぞれ取得価額から次の額を控除したものを課税標準額とする。①1000万円、②800万円、650万円又は200万円、③100万円 ○側方衝突警報装置搭載車(R6.4.30まで)、歩行者検知機能付き衝突被害軽減制御装置搭載車(R7.3.31まで)、側方衝突警報装置付き衝突被害軽減制御装置搭載車(R6.4.30まで)のうち複数又は一部を装備したバス等及びトラック(トラック・トレーラを除く。)	○一定の基準に該当する①ノンステップバス、②リフト付バス、③ユニバーサルデザインタクシー 条件等に応じて、初回新規登録を受ける場合にのみ、取得価額から175万円を控除した額を課税標準額とする。(R9.3.31まで)

3 令和6年度県税関係条例改正の概要

(1) 令和6年5月17日公布、条例第82号 地方活力向上地域における県税の特例に関する条例の一部を改正する条例

税目	改正内容	改正する条例の施行年月日	根拠	条文
事業税 不動産取得税	事業税の課税免除等の対象となる地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の対象の期限を令和8年3月31日まで延長することとする。	公布の日	地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令 第2条	地域活力向上地域における県税の特例に関する条例 第2条、第3条

(2) 令和6年7月5日公布、条例第84号 岡山県税条例の一部を改正する条例

税目	改正内容	改正する条例の施行年月日	根拠	条文
法人事業税	外形標準課税の対象となる法人に、資本金の額が1億円以下の法人のうち、次の基準のいずれかに該当する法人を加える。 (1) 前事業年度の事業税について外形標準課税の対象であった法人であって、払込資本の額が10億円を超えるもの (2) 次に掲げる法人（外形標準課税の対象となるものに限る。）との間に完全支配関係がある法人のうち、払込資本の額が2億円を超えるもの ア 払込資本の額が50億円を超えるもの イ 法人との間に完全支配関係がある全てのアの法人が有する株式及び出資（以下「株式等」という。）の全部を当該全てのアの法人のうちいずれか一のものがあるものとみなした場合における当該いずれか一のもの 産業競争力強化法に規定する認定特別事業再編事業者による特別事業再編計画に従って行う特別事業再編のための措置として行う株式等の取得等により他の法人との間に完全支配関係がある場合の当該他の法人等については、上記に該当する法人であっても、当該株式等の取得等の日を含む事業年度から当該取得等の日以後5年を経過する日を含む事業年度までは、外形標準課税の対象外とする。	令和7年4月1日 令和8年4月1日	第72条の2第1項 第1号ロ、第2項、附則第8条の3 の3	第43条第1項第1号ロ、第2項、附則第14条の2の2
地方消費税	引用する「法人課税信託」を「法人課税信託等」に改める。	令和8年4月1日	附則第8条の3の4	附則第14条の2の3 第57条の3

(3) 令和6年12月24日公布、条例第94号 岡山県税条例等の一部を改正する条例

税目	改正内容	改正する条例の施行年月日	根拠	
			行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律	条文
県民税 事業税 不動産取得税 産業廃棄物処理税	次の条例において引用する行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の条項の移動のあった部分について、規定の整備を行う。 (1) 岡山県税条例 (2) 岡山県税条例等の一部を改正する条例附則第6項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例第1条の規定による改正前の岡山県税条例 (3) 離島振興対策実施地域産業振興促進区域における県税の特例に関する条例 (4) 地方活力向上地域における県税の特例に関する条例 (5) 地域経済牽引事業促進区域における県税の特例に関する条例 (6) 過疎地域産業振興促進区域における県税の特例に関する条例 (7) 特定非営利活動法人に係る県税の特例に関する条例 (8) 岡山県産業廃棄物処理税条例	令和7年4月1日	第2条第16項	(1) 第6条 (2) 第6条 (3) 第2条第5項第3号 (4) 第2条第3項第3号 (5) 第2条第2項第3号 (6) 第2条第6項 (7) 第2条第3項第3号 (8) 第8条第2項第1号

(4) 令和7年3月21日公布、条例第7号 岡山県税条例の一部を改正する条例

税目	改正内容	改正する条例の施行年月日	根拠	
			地方税法	条文
法人県民税	法人の県民税について、法人税割の税率を1.8%（本則1.0%）とする特例措置の適用期限を5年延長することとする。	令和7年4月1日	—	県税条例 附則第14条

(5) 令和7年3月31日公布、条例第92号 岡山県税条例等の一部を改正する条例

税目	改正内容	改正内 容	改正する条例の 施行年月日	根拠		条文
				地方税法	県税条例	
県民 事業 税	地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の適用期限を3年延長する。		令和7年4月1日	附則第8条の2の2、 第9条の2の2	附則第14条の2、 第14条の2の4	
事業 税	外形標準課税対象法人について、令和6年度の税制改正により講じられた激変緩和措置の対象となる法人に、前事業年度に当該激変緩和措置の対象となった法人を加える。			地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）附則第8条第2項	岡山県税条例の一部を改正する条例（令和6年条例第84号）附則第5項	
不動産 取得 税	高齢者向け住宅である貸家住宅の用に供する土地に係る減額措置を2年延長する。 改修工事対象住宅及びその用地に係る減額措置を2年延長する。			附則第11条の4第1項	附則第17条の2	
軽油 引取 税	公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会等が令和9年に開催される2027年国際園芸博覧会の関連業務の用に供するために取得した一定の家屋等について、同博覧会の終了日から6月を経過した日において当該家屋等を所有している者に対して、当該家屋等を取得したものとみなして不動産取得税を課税する。 特約業者及び元売業者以外の者が製造した軽油を自ら消費する場合等における軽油引取税の課税について、課税標準からすでに軽油引取税等が課された軽油等の数量を控除することを明確化する。 免税軽油を使用する鉄道事業又は軌道事業を営む特例対象事業者が、鉄道車両又は軌道車両の燃料タンクにバイオディーゼル燃料等を給油し、当該鉄道車両又は当該軌道車両の動力源の燃料として消費する場合について、製造の承認を受ける義務を免除し、軽油引取税のみならず課税を適用しないこと等の措置を講ずる。製造の承認を受ける義務の免除等の適用を受けた者については、免税軽油の引取り等に係る報告義務の期限の特例を適用しないこととする。			附則第11条の4第2項、第4項	附則第17条の2の2、 第17条の2の3	
				附則第78条第6項、 第7項	附則第26条第1項、 第2項	
				第144条の3第1項	第104条第1項	
				附則第12条の2の7第9項、 第12条の2の7の2	附則第21条の2第4項、 第21条の2の2	

自動車税 環境性能割	一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が知事の指定した路線の運行の用に供する一般乗合用バスを取得した場合の非課税措置を、2年延長する。	附則第12条の2の10	附則第21条の3の4
	リフト付きバス等の課税標準の特例措置を2年延長する。	附則第12条の2の13第1項～第3項	附則第21条の3の6第1項～第3項
自動車税種別割	2つの安全装置を備えた8トン超のトラックを取得した場合等の特例措置の規定を削除する。	附則第12条の2の13第4項、第5項	附則第21条の3の6第4項、第5項
	歩行者検知機能付き衝突被害軽減制御装置を備えるバス等を取得した場合の課税標準の特例措置を2年延長する。	附則第12条の2の13第6項	附則第21条の3の6第6項
	公益社団法人2027年国際園芸博覧会の参加国等が所有する自動車に対しては、令和7年度から令和9年度までの自動車税種別割を課さないこととする。	附則第78条第8項	附則第26条第3項

4 県税等の岡山県と全国との比較

(1) 歳入総額中に占める県税割合の推移の全国との比較

(単位：百万円，%)

区分 年度	岡 山 県			全 国				
	一般会計 歳入総額	左の伸長率 %	県税収入額	左の伸長率 %	構成比 %	都道府県税 収入額	左の伸長率 %	構成比 %
H24	666,405	98.3	192,851	100.8	28.9	50,937,229	97.7	102.4
H25	685,670	102.9	197,933	102.6	28.9	51,572,618	101.2	104.3
H26	677,722	98.8	212,018	107.1	31.3	51,694,957	100.2	105.9
H27	737,559	108.8	239,707	113.1	32.5	52,049,884	100.7	113.2
H28	696,450	94.4	235,041	98.1	33.7	51,623,090	99.2	100.5
H29	686,922	98.6	238,325	101.4	34.7	50,889,504	98.6	101.4
H30	698,538	101.7	234,419	98.4	33.6	50,372,813	99.0	100.4
R 元	722,372	103.4	233,066	99.4	32.3	50,913,965	101.1	100.4
R 2	830,376	115.0	231,106	99.2	27.8	61,894,101	121.6	99.1
R 3	909,488	109.5	251,182	108.7	27.6	68,324,335	110.4	108.2
R 4	855,161	94.0	273,960	109.1	32.0	63,735,722	93.3	104.2
R 5	780,707	91.3	263,404	96.1	33.7	58,489,022	91.8	101.0

(注) 全国欄は総務省発行「令和7年度 地方税に関する参考数値資料」による。

ア 都道府県歳入総額は、普通会計分である。

イ 都道府県税収入額は、東京都が特別区内において都税として徴収した市町村税相当分を含み、特別区が徴収した道府県税相当分を含まない。

ウ 地方消費税は、都道府県間における清算後の額

(2) 令和6年度税目別収入状況の全国との比較

(単位：百万円, %)

税目	区分	調定額		収入額		収入率		調定額対前年度伸長率		収入額対前年度伸長率		収入額構成比	
		(岡山県)	(岡山県)	(岡山県)	(岡山県)	(岡山県)	(岡山県)	(岡山県)	(岡山県)	(岡山県)	(岡山県)	(岡山県)	(岡山県)
個人県民税		49,449	48,033	97.1	97.4	93.8	96.1	93.7	96.1	93.7	96.1	16.8	20.4
法人県民税		6,313	6,279	99.5	99.4	114.4	113.9	114.5	113.9	114.5	113.9	2.2	2.7
県民税利子割		359	359	100.0	100.0	192.3	175.9	192.3	176.0	192.3	176.0	0.1	0.2
県民税配当割		4,461	4,461	100.0	100.0	148.6	138.9	148.6	138.9	148.6	138.9	1.6	1.5
県民税株式等譲渡所得割		5,654	5,654	100.0	100.0	172.2	173.6	172.2	173.6	172.2	173.6	2.0	2.1
個人事業税		2,274	2,181	95.9	97.2	102.0	103.0	101.8	103.0	101.8	103.0	0.8	1.1
法人事業税		67,527	67,348	99.7	99.7	117.0	110.2	117.0	110.2	117.0	110.2	23.6	26.5
地方消費税譲渡割		54,571	54,571	100.0	100.0	118.9	114.1	118.9	114.1	118.9	114.1	19.1	21.1
地方消費税貨物割		42,914	42,914	100.0	100.0	108.2	103.3	108.2	103.3	108.2	103.3	15.0	9.9
不動産取得税		4,279	4,205	98.3	97.6	90.5	103.2	90.3	103.2	90.3	103.2	1.5	2.0
県たばこ税		2,126	2,126	99.9	100.0	98.4	98.5	98.4	98.5	98.4	98.5	0.7	0.7
ゴルフ場利用税		620	618	99.6	99.9	96.1	98.1	96.0	98.1	96.0	98.1	0.2	0.2
軽油引取税		19,549	19,218	98.3	98.4	99.2	99.3	99.1	99.0	99.1	99.0	6.7	4.0
自動車税環境性能割		2,274	2,274	100.0	100.0	111.7	113.5	111.7	113.5	111.7	113.5	0.8	0.7
自動車税種別割		25,252	25,151	99.6	99.5	99.2	99.2	99.2	99.2	99.2	99.2	8.8	6.7
旧自動車税		3		1.9	11.6	18.0	50.5	8.0	43.4	8.0	43.4	0.0	0.0
鉱区税		10	10	100.0	99.4	99.1	99.9	99.1	100.3	99.1	100.3	0.0	0.0
狩猟税		16	16	100.0	100.0	96.0	99.2	96.0	99.2	96.0	99.2	0.0	0.0
法定外目的税		543	543	100.0	100.0	98.7	119.1	98.7	119.1	98.7	119.1	0.2	0.1
合計		288,194	285,961	99.2	99.2	108.5	106.7	108.6	106.8	108.6	106.8	100.0	100.0

(注) 1 全国の収入率及び収入額対前年伸長率は、地方行財政調査会「地方行財政調査資料第6959号、2024年度都道府県税決算見込額調べ」による。

2 全国の収入額構成比については、上記地方行財政調査資料をもとに当県で算出した。

5 税務事務の電算処理のあゆみ

(1) 個人事業税

- 昭和42年度 課税関係統計資料の電算作成
納税通知書、徴収簿、督促状及び滞納処分票の電算作成
- 昭和48年度 督促状発付前までの収入金の電算処理による収入消込を開始
- 平成元年度 元年4月、税務事務トータル・オンライン・システム上へ移行

(2) 自動車税

- 昭和41年度 第2期分から課税関係統計資料の電算作成
納税通知書、徴収簿、督促状及び滞納処分票の電算作成
- 昭和44年度 所有権留保者に対する納税通知書及び督促状の電算作成
- 昭和47年度 48年3月から自動車税分配テープ（自動車の登録事項（新規、変更、抹消）を記録したもの）の使用開始
- 昭和48年度 48年4月1日、自動車税事務所を設立し、自動車税及び自動車取得税事務を集中管理し、自動車税の収納消込事務の電算処理開始
49年3月30日、自動車税オンライン開通式
- 昭和49年度 電算機を導入
49年4月1日から自動車税オンラインシステムによる業務を開始
収納消込処理にOCR（光学式文字読取装置）を使用
- 昭和54年度 53年において、オンラインシステムを中心に自動車税電算処理システムの改善を行い、54年度から新システムによる事務処理を開始
オンライン用端末装置を新機種に入替（東備、井笠、高梁、阿新、真庭、津山、勝英の各地方振興局及び自動車税事務所）
- 昭和55年度 49年に設置していたオンライン用端末装置を新機種に入替（岡山及び倉敷地方振興局）
- 昭和62年度 62年4月、税務課電算開発プロジェクトチームにおいて、「自動車税漢字システム」の研究開発に着手
63年1月からの自動車税分配テープ漢字化に伴う漢字化項目の取り込み開始
- 平成元年度 元年4月、税務事務トータル・オンライン・システム上へ移行

(3) 鉾区税

- 昭和50年度 定期課税について、課税関係統計資料、調定決議書及び納税通知書、督促状発付前までの収入金を収入消込後、徴収簿、督促状及び滞納処分票の電算作成
- 平成元年度 元年4月、税務事務トータル・オンライン・システム上へ移行

(4) 法人県民税・事業税

- 昭和49年度 49年9月、税務事務電算トータル・オンライン・システムを構想、5か年計画で開発に取り組み、初年度において法人県民税・事業税の開発研究に着手
- 昭和52年度 法人県民税・事業税の課税事務について、52年4月から井笠地方振興局をテストケースとして電算処理を実施し、その他の地方振興局は53年度実施を目途に宛名マスタと課税マスタを作成
- 昭和53年度 法人県民税・事業税の課税事務について、53年4月から電算処理を開始
- 昭和54年度 法人県民税・事業税の収納管理事務について、54年4月から電算処理システムの開発に着手
- 昭和55年度 法人県民税・事業税の収納管理事務について、55年10月から倉敷地方振興局をテストケースとして電算処理を実施
- 昭和57年度 法人県民税・事業税の収納管理事務について、57年4月から岡山・倉敷両地方振興局において電算処理を開始
- 平成元年度 元年4月、税務事務トータル・オンライン・システム上へ移行

(5) 税務事務トータル・オンライン・システム

昭和62年度	62年4月、税務課に電算開発プロジェクトチームを設置し、平成元年度（一部税目については2年度）稼働開始を目的に「税務事務トータル・オンライン・システム」の研究開発に着手
昭和63年度	63年10月、東備局に新端末機を設置し、11月から並行ランを開始
平成元年度	元年1月、残る各局・所に新端末機を設置し、2月から並行ランを開始 同年4月、法人県民税・事業税、個人事業税、不動産取得税、県たばこ税、自動車税、鉦区税、狩猟者登録税及び入猟税について新システムによる事務処理を開始 同年5月、自動車税定期課税事務の漢字化開始
平成2年度	2年4月、税務事務トータル・オンライン・システムの全面稼働
平成6年度	6年9月、税務事務トータル・オンライン・システムの二次開発の構想に着手 同年11月、岡山県行政管理委員会コンピュータ部会へ税務事務トータル・オンライン・システムの二次開発（課税システム5税目（自動車税、法人県民税、法人事業税、個人事業税及び鉦区税の再構築））構想を発表
平成7年度	7年4月から県税事務能率研究会直税部会を召集し調査研究に着手 同年9月、税務事務トータル・オンライン・システムの二次開発基本計画を策定 同年10月、2年に設置した全事務所のオンライン用端末装置を新機種に入替 同年11月、岡山県行政管理委員会コンピュータ部会で税務事務トータル・オンライン・システムの二次開発基本計画の了承
平成8年度	8年4月、税務課に電算開発班を設置し、2か年計画で税務事務トータル・オンライン・システムの二次開発に着手 同年11月、岡山県行政管理委員会コンピュータ部会へ税務事務トータル・オンライン・システムの二次開発の進捗状況の報告
平成9年度	9年9月1日から自動車税システム、口座振替システム及び宛名システムについてシステムによる事務処理を開始 10年3月30日から法人県民税・事業税、個人事業税、鉦区税の各システム、収納システム及びその他システムについて新システムによる事務処理を開始し、新システムが全面稼働
平成13年度	13年4月、自動車二税申告（報告）書様式の全国統一に伴い、自動車二税OCRシステムの再開発に着手
平成14年度	14年4月、自動車二税申告書OCRシステムによる事務処理を開始 同年4月、滞納整理支援システムの開発に着手 同年12月、産業廃棄物処理税のシステム開発に着手
平成15年度	15年4月、滞納整理支援システムを稼働 同年4月、産業廃棄物処理税システムを稼働 同年4月、自動車税分配テープの仕様変更に伴い、自動車税の異動処理の再開発に着手 同年10月、法人事業税の外形標準課税システムの開発に着手 同年10月、県民税配当割・株式等譲渡所得割の課税システムの開発に着手 16年1月、自動車税分配テープの新フォーマットでのデータ搬入開始 同年2月、県民税配当割・株式等譲渡所得割システムについて事務処理を開始
平成16年度	16年11月、外形標準課税を取り込んだ法人県民税・事業税システムによる事務処理を開始
平成17年度	17年12月、法人事業税国税MTデータを利用したシステムによる事務処理を開始
平成18年度	18年7月、個人事業税国税MTデータを利用したシステムによる事務処理を開始
平成19年度	19年8月、自動車税のコンビニ収納及び郵便振替サービスのシステム開発に着手 20年3月、法人二税について電子収納による事務処理を開始
平成20年度	20年4月、自動車税定期課税分についてコンビニ収納及び郵便振替MTサービス対応を開始 同年7月、地方法人特別税のシステム開発に着手
平成21年度	21年4月、地方法人特別税を取り込んだ法人県民税・事業税システムによる事務処理を開始

平成22年度	22年4月、税務課に電算開発班を設置し、税務事務トータル・オンライン・システムの再開発に着手
平成25年度	25年4月、新税務事務トータル・オンライン・システムの稼働開始
平成26年度	26年8月、社会保障・税に関する番号制度に係るシステム改修に着手
平成27年度	28年1月、社会保障・税に関する番号制度に係るシステムの一部稼働開始
平成28年度	28年4月、社会保障・税に関する番号制度に係るシステムの全面稼働

(6) 電子申告・電子納税

平成13年度	総務省が地方税電子申告モデルシステム開発に着手
平成14年度	14年10月、モデルシステムのフィールド実証実験を本県及び神奈川県で実施 同年12月、地方自治体における電子申告システム構築の参考として、モデルシステム仕様書が総務省から全自治体に配布
平成15年度	15年8月、全国統一の電子申告システムの導入に向け「地方税電子化協議会」が設立される。(会長に石井正弘岡山県知事が就任。) 法人県民税・事業税に係る電子申告システムの開発に参加
平成16年度	17年1月21日、パイロット団体として法人県民税・事業税の電子申告システムの利用届出の受付を開始し、同年2月1日から申告書の受付を開始
平成17年度	法人県民税・事業税に係る税制改正及び電子申告税目拡大等の二次開発に対応するため、電子申告試験用審査サーバを構築
平成19年度	法人県民税・事業税に係る電子収納及び電子申請機能(二次開発)の開発に参加
平成20年度	20年3月、法人県民税・事業税に係る電子収納及び電子申請機能の稼働開始
平成22年度	システム運用方式を「個別構築型」から「ASP利用型」に変更
平成22年度	23年1月、所得税確定申告書データ送信システム(国税連携システム)の稼働開始
平成24年度	電子申告利用率が50%を突破
平成25年度	全市町村が電子申告を導入
令和元年度	地方税共通納税システム稼働開始に伴い、法人県民税・事業税の電子収納機能を同システムに移行
令和3年度	地方税共通納税システムの対象税目に県民税利子割・配当割・株式譲渡所得割が追加となり、令和3年10月、金融機関等の特別徴収義務者による申告及び納入の電子化に対応
令和4年度	5年1月、自動車税種別割、自動車税環境性能割及び軽自動車税環境性能割に係る地方税共通納税システムでの納付に対応
令和5年度	5年4月、自動車税種別割について、地方税共通納税システムでの地方税統一QR(eL-QR)を用いた納付に対応 同年10月、県たばこ税・ゴルフ場利用税の申告及び納入の電子化に対応
令和6年度	6年4月、全税目に係る地方税共通納税システムでの地方税統一QR(eL-QR)を用いた納付に対応 同年10月、軽油引取税の申告、納付及び納入の電子化に対応 7年3月 産業廃棄物処理税の申告、納付及び納入に対応

(7) ワンストップサービス(OSS・軽自動車OSS)

平成18年度	OSSシステム開発要員2名を配置し開発に着手
平成19年度	国の方針変更により、一部業務を除く仕様が提示されないこととなったため、開発を一時中断
平成27年度	27年10月、OSSシステムに係るシステム開発に着手
平成29年度	30年2月、OSSシステムに係るシステムの稼働開始
令和4年度	4年4月、軽自動車OSSシステムに係るシステム開発に着手 5年1月、軽自動車OSSシステムに係るシステムの稼働開始

6 税務事務トータル・オンライン・システムの概要

(1) 税務事務トータル・オンライン・システムの概要

税務事務トータル・オンライン・システム(以下「税トータルシステム」という。)とは、県税の全税目について、課税、更正等の課税処理から収納、督促、還付等の収納管理、決算、統計等の税務事務全般にわたる統合的な処理を行うための電算処理システムである。

(2) 税トータルシステムの一次開発の経緯

税務事務の電算処理は、昭和41年頃から自動車税、法人県民税・事業税、個人事業税、鉦区税と単独税目ごとにシステムの開発が行われ、個別のシステムごとに運営されていた。

しかし、個別システムごとの開発であることから、収納消込や還付等の収納システムで税目間の統一性、整合性が考慮されておらず帳票等も統一されていなかったため、事務処理に不便をきたしており、さらに昭和63年1月に自動車税分配テープの漢字化に伴い、他のシステムについても漢字化が望まれていた。

また、昭和61年4月稼働の統合財務会計システムとの整合性がとれていなかったこと等の問題があり、個別の電算システムの改善を図り、収納管理業務について全税目を一元管理し、決算処理まで行えるシステムの実現を目指すとともに、納税者サービスの向上を図ることを目的として税トータルシステムの開発を行うこととなった。

開発は、税務課に電算開発プロジェクトチームを設置し、昭和62年度から平成元年度にかけて進められ、平成2年4月に全面稼働した。

(3) 税トータルシステムの二次開発の経緯

平成2年4月から稼働していた税トータルシステムでは、予算上の制約や開発期間の長期化の抑制等の理由により、既存システムを流用することで開発が行われた。このため、課税システム5税目については、開発以来20年以上経過した古いシステムを使用しており、老朽化が著しく、自動車の登録番号(分類番号)の3桁化、西暦2000年問題及び税制改正に十分対応できていない等数多くの問題を抱えていた。

これらの問題の解決を図るために、平成7年4月から税トータルシステムの二次開発の調査・研究に着手し、並行して県税事務能率研究会直税部会を設け、二次開発における事務改善の検討を行った。

また、新システムの基本計画の策定に取りかかり、開発の基本方針、対象税目、その他の旧システムとの整合性、開発日程及び効果等の検討をすすめ、平成7年9月に二次開発基本計画を策定し、この基本計画に基づいて、平成8年4月、税務課に電算開発班(職員7名)を設置し、2か年計画で課税システム5税目(自動車税、法人県民税、法人事業税、個人事業税及び鉦区税)の再構築並びに宛名システム、収納システム及びその他の課税システムの改善等の開発を行った。

そして、二次開発したシステムのうち、自動車税システム、宛名システム、口座振替システムは平成9年9月1日から、法人二税をはじめその他のシステムは平成10年3月30日から稼働している。

(4) 税トータルシステムへの機能追加

1) 自動車二税申告書OCRシステム

自動車税・自動車取得税の申告(報告)書様式が全国統一されることに伴い、自動車税システムの自動車二税OCRシステムの再開発に平成13年4月から着手し、平成14年4月から稼働している。

2) 滞納整理支援システム

滞納整理事務についてのシステム開発が行われていなかったため、平成12年度から県税事務能率研究会管理部会を設置し、研究・検討を行い、平成14年度においてシステムを開発し、平成15年4月から稼働している。

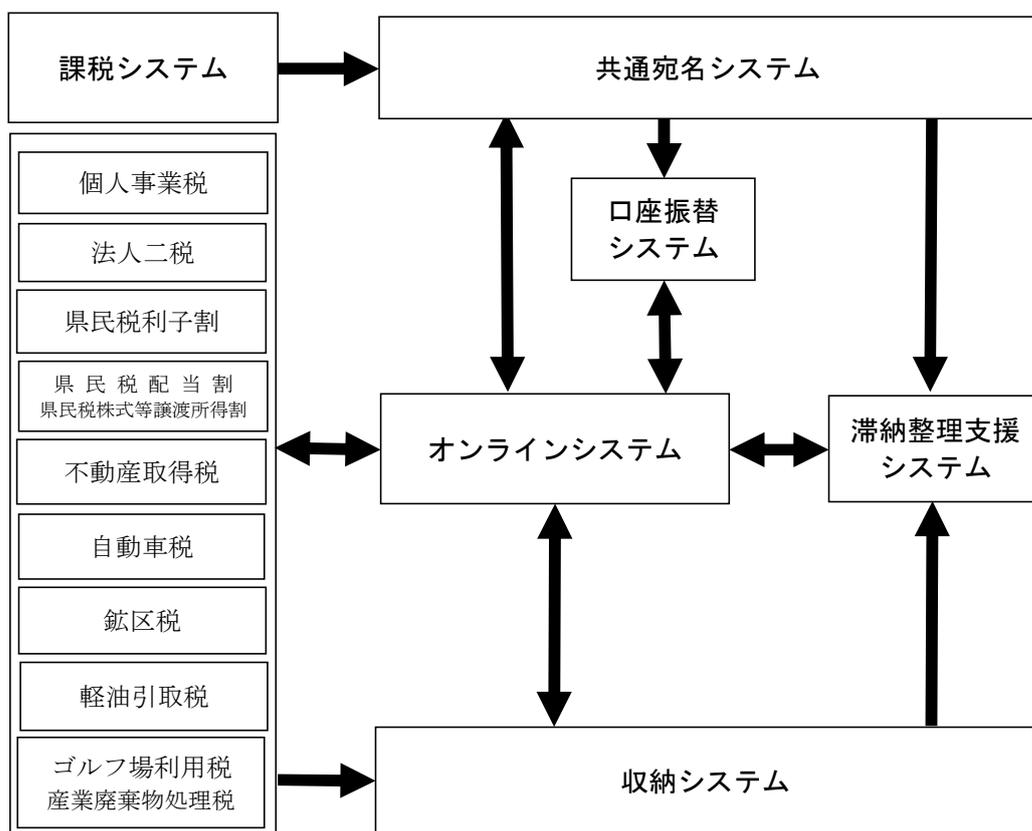
(5) 新税トータルシステムの開発の経緯

企画振興部情報政策課により、平成21年2月策定された「情報システム最適化計画」に基づき基幹システム（給与、財務、税務）をはじめとする汎用機システムがオープンシステムとして再構築されることとなった。

本システムは、平成21年度より再開発にかかる調査・研究に着手し、並行して県税事務研究会電算部会で、コンビニ収納及び口座振替の拡大・滞納整理支援機能の強化・財務会計システム及び電子申等外部システムとの連携強化等新システムの機能概要（システム化する業務範囲、入出力の方法や種類等）及び事務改善の検討を行った。

また、新システムについて、平成21年度に基本計画（システム構想及び調達仕様）の策定に取りかかり、開発の基本方針・機能概要・旧システムとの整合性等の検討をすすめ、平成22年3月に新システム開発基本計画を策定し、この計画に基づいて、平成22年4月、税務課に電算開発班（職員6名）を設置し、平成24年度にかけての3カ年で情報政策課設置の共通基盤（サーバ）を中核として、データの入出力・検索等はWeb化し、各職員の業務用パソコンより行うオープンシステムとして開発を行い、平成25年4月に全面稼働した。

(6) システム構成図



(7) システムの特徴及び開発の効果

1) システムの特徴

- ア) オンラインリアルタイム更新処理の採用
- イ) Web化によるオープンシステムの採用
- ウ) 配信機能の強化
- エ) 自動車税申告書のOCR処理及び文書電子ファイリングシステムの採用
- オ) 自動車税納税証明書自動発行機の採用
- カ) 口座振替システムの構築
- キ) 各種情報をクライアントPCで検索・集計機能の採用 (EUC)

2) 開発の効果

ア) 定性的効果

- ・ リアルタイム処理による事務処理の迅速化及び正確性の向上
- ・ 課税・収税データの即時更新により照会業務や納税証明書発行業務が迅速化されることによる納税者サービスの向上
- ・ 自動車税等申告書の電子ファイル化による整理、保管、検索業務量の軽減
- ・ 口座振替の促進による納期内納付の向上
- ・ システムの保守効率の向上による税制改正等に対する柔軟な対応

イ) 定量的効果

- ・ 事務量増加に伴う職員数増加の抑制
- ・ 事務量の繁閑の平準化による繁忙期における時間外勤務の減少
- ・ 課税事務の省力化を図り、調査、徴収部門を強化することによる増収効果

7 独自税制検討の経緯

(1) 地方税を考える研究会

- 平成12年度 5月庁内の検討組織として「地方税を考える研究会」を設置。廃棄物対策、NPOに対する優遇税制、自動車税のグリーン化について検討を行う。11月に報告書が取りまとめられる。
- 平成13年度 5月から水源かん養税の検討を始め、1月に報告書が取りまとめられる。
- ・ NPOに対する優遇税制については、平成13年4月から「特定非営利活動法人に係る県税の特例に関する条例」を施行。
 - ・ 自動車税のグリーン化については、平成13年度の地方税法附則の改正によって、平成14年度から2年間の特例措置として導入。

(2) 岡山県税制懇話会

- 平成13年度 5月県内外の有識者を構成員とする「岡山県税制懇話会」を設置。産業廃棄物処理税、水源かん養税について検討を行う。産業廃棄物処理税については12月に、水源かん養税については3月に検討結果が知事に報告され、両税の報告書が取りまとめられる。
- 平成15年度 水源かん養税について再検討を行い、10月に検討結果を取りまとめた報告書が知事に提出される。
- ※岡山県税制懇話会の開催状況については、次頁のとおり。

(3) 産業廃棄物処理税の導入

- 平成13年度 3月から4月にかけて、パブリックコメントに準じた形で県民の意見を募集、税導入の趣旨については概ね理解を得る。
- 平成14年度 4月から5月にかけて、岡山県産業廃棄物協会、各経済団体、法人会等に対し、税導入の趣旨等について説明を行う。6月県議会にて条例案が可決成立。9月総務大臣の同意を得る。12月から3月にかけて、特別徴収義務者、排出事業者、業界団体等を対象に説明会等を開催する。
- 平成15年度 4月「産業廃棄物処理税」を施行。

(4) おかやま森づくり県民税の創設

- 平成14年度 7月から12月にかけて、岡山、倉敷、津山の3会場で「おかやまの森林を考えるシンポジウム」を開催し、県民との意見交換を行う。シンポジウム参加者にアンケートを実施、税導入の趣旨については概ね理解を得る。12月水道事業の実態調査を実施、水道課税方式では、水道普及率が低く税負担の公平性が保てない地域があること、低所得者への全県的な配慮が困難であること等の課題が明らかになる。3月水道事業者の意見を聴取、課税対象を水道使用者に限定すること、水道事業者を特別徴収義務者とするのことに強く反対。
- 平成15年度 6月県議会提案説明にて知事が水道課税方式の再検討を表明。税制懇話会にて再検討（7月、10月の2回開催）を行い、10月に報告書が知事に提出される（県民税均等割超過課税方式が提案される）。10月から11月にかけて、再検討案に対する県民からの意見募集及び岡山、倉敷、津山の3会場での説明会を実施する。11月県議会に「森林の保全に係る県民税の特例に関する条例案」を提案。また、同議会の提案説明にて、知事が通称名を「おかやま森づくり県民税」とすることを表明。12月条例案が可決成立。（施行日は16年4月1日）
- 平成16年度 4月「おかやま森づくり県民税」を施行。

(5) 岡山県税制懇話会の開催状況

平成13年度

- 5月23日 第1回会議
○懇話会設置の趣旨説明、会長・副会長選出等
- 7月27日 第2回会議
○産業廃棄物処理税・水源かん養税の検討
- 9月5日 第3回会議
○産業廃棄物処理税・水源かん養税の検討
- 10月10日 第4回会議
○産業廃棄物処理税の検討
- 10月19日 第5回会議
○水源かん養税の検討
- 11月30日 第6回会議
○産業廃棄物処理税の検討
- 12月27日 第7回会議
○産業廃棄物処理税・水源かん養税の検討
- 12月28日 知事中間報告
○産業廃棄物処理税
- 1月31日 第8回会議
○水源かん養税の検討
- 3月22日 第9回会議
○水源かん養税の検討
- 3月26日 知事報告
○水源かん養税

平成15年度

- 7月29日 第1回会議
○水源かん養税現行案の課題、他の課税方式の検討
- 10月3日 第2回会議
○水源かん養税の使途・具体的な税制度等の検討
- 10月15日 知事報告
○森林保全を目的とする新税（おかやま森づくり県民税）

平成19年度

- 6月8日 第1回会議
○産業廃棄物処理税の導入後の状況について
- 7月12日 第2回会議
○産業廃棄物処理税の使途事業と基金のあり方について
- 8月28日 第3回会議
○産業廃棄物処理税の使途事業のあり方と報告書（骨子）について
- 10月23日 第4回会議
○岡山県税制懇話会報告書（案）について
- 11月9日 知事報告
○産業廃棄物処理税

平成20年度

- 5月22日 第1回会議
○おかやま森づくり県民税の導入後の状況について
- 7月8日 第2回会議
○おかやま森づくり県民税の必要性等について
- 10月2日 第3回会議
○おかやま森づくり県民税の今後の使途について
- 10月29日 第4回会議
○おかやま森づくり県民税の今後の使途と報告書骨子について
- 11月11日 第5回会議
○岡山県税制懇話会報告書(案)について
- 11月13日 知事報告
○おかやま森づくり県民税

平成24年度

- 6月4日 第1回会議
○産業廃棄物処理税に係る課題について
- 7月10日 第2回会議
○税制度と使途事業のあり方とそれらの周知、及び、事業成果の公表について
- 8月9日 第3回会議
○岡山県税制懇話会報告書案(骨子)について
- 10月1日 第4回会議
○岡山県税制懇話会報告書案について
- 10月5日 知事報告
○産業廃棄物処理税

平成25年度

- 6月25日 第1回会議
○おかやま森づくり県民税の概要及び導入・見直しの経緯等について
- 7月22日 第2回会議
○おかやま森づくり県民税の必要性及び使途事業の方向性等について
- 9月5日 第3回会議
○岡山県税制懇話会報告書(素案)について
- 10月9日 第4回会議
○岡山県税制懇話会報告書(案)について
- 10月11日 知事報告
○おかやま森づくり県民税

平成29年度

- 6月1日 第1回会議
○産業廃棄物処理税の現状等について
- 7月27日 第2回会議
○使途事業の課題について
○岡山県税制懇話会報告書骨子（案）について
- 9月28日 第3回会議
○岡山県税制懇話会報告書（案）について
- 10月4日 知事報告
○産業廃棄物処理税

平成30年度

- 5月24日 第1回会議
○森づくり県民税の概要及び導入・見直しの経緯等について
- 7月2日 第2回会議
○森づくり県民税の必要性及び使途事業の方向性等について
- 10月2日 第3回会議
○岡山県税制懇話会報告書（案）について
- 10月5日 知事報告
○おかやま森づくり県民税

令和4年度

- 5月31日 第1回会議
○産業廃棄物処理税の現状等について
- 7月19日 第2回会議
○産業廃棄物の状況等について
○岡山県税制懇話会報告書骨子（案）について
- 10月4日 第3回会議
○岡山県税制懇話会報告書（案）について
- 10月18日 知事報告
○産業廃棄物処理税

令和5年度

- 6月5日 第1回会議
○森づくり県民税の概要及び導入・見直しの経緯等について
- 7月25日 第2回会議
○森づくり県民税と森林環境譲与税の使途の整理等について
- 10月10日 第3回会議
○岡山県税制懇話会報告書（案）について
- 10月12日 知事報告
○おかやま森づくり県民税

(6) 岡山県税制懇話会委員名簿

(令和5年10月12日現在)

氏名	役職	備考
岡本 輝代志	岡山商科大学名誉教授	会長
石井 清裕	前岡山商工会議所副会頭	副会長
岡本 章	岡山大学学術研究院社会文化科学学域（経済）教授	

越 磨 潔	岡山経済同友会 環境・エネルギー委員会委員長	
千葉 喬三	中国学園大学・中国短期大学学長	
内藤 はま子	岡山県環境審議会委員	
平島 千江子	岡山県消費生活問題研究協議会理事	
藤原 裕里子	税理士	

(会長及び副会長以外の委員は五十音順、敬称略)

8 個人住民税特別徴収推進の取組

県内一斉実施の経過

- 平成21年 平成19年に行われた税源移譲により、個人住民税の課税額が増加したことに伴い、滞納額が増加。その圧縮対策として、県下一斉での特別徴収の推進を県が検討したことを契機に、県と一部の市町が参加して「給与特徴推進検討会」を2度開催し、特別徴収推進の検討開始
- 平成22年 「給与特徴推進検討会」を2度開催
(県による先進地視察の報告、県・市町村の役割分担を検討)
- 平成23年 8月 県副知事、各市町村副市町村長を構成員とする「個人住民税徴収対策会議」を開催
- 平成24年 8月 「個人住民税徴収対策会議」を開催
①市町村は、未実施の事業者にはパンフレット・案内文を郵送し、特別徴収へ切り替えるよう働きかけを行う。
②特別徴収への切り替えを行わない事業者へは、電話・訪問等で個別に働きかけを行う。
- 平成25年 「個人住民税特別徴収推進に係るワーキンググループ」を2度開催
特別徴収を行わない事業者については、特別徴収義務者として指定する方向で検討を進める。(平成25年度以降)
- 平成26年 6月 県内税理士会支部等へ特別徴収徹底への協力を要請
8月 「個人住民税徴収対策会議」を開催
○県・市町村共同アピール
平成28年度から、県内すべての市町村において、個人住民税の特別徴収未実施の事業所(当面、従業員が3名以上の事業所)を特別徴収義務者に指定し、給与からの特別徴収を徹底する。
- 平成27年 9月 特別徴収義務者に係る指定予告通知を送付
10月 特別徴収義務者指定の説明会を開催(県内11会場)
- 平成28年 5月 特別徴収県内一斉実施
特別徴収義務者からの照会に対応するため、特別徴収コールセンターを設置(5月~7月)
- 平成29年 5月 特別徴収義務者からの照会に対応するため、特別徴収コールセンターを設置(5月~6月)
8月 「個人住民税徴収対策会議」を開催
○県・市町村共同アピール
県内全市町村で取り組む特別徴収の徹底について、現在の基準を緩めることなく、引き続き着実に定着させるよう取り組む。
- 平成30年10月 「個人住民税徴収対策会議」を開催
○県・市町村共同アピール
県内全市町村で特別徴収の徹底に取り組み、現在の基準を緩めることなく、推進する。